

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年3月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300369号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300088号

第1 結論

請求者のA社における令和3年8月10日の標準賞与額を37万円に訂正することが必要である。

令和3年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年8月10日

A社から支給された請求期間に係る賞与の届出が厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、当該期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の賞与について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細書及び日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)により、請求者は同社から37万円の賞与の支払を受け、37万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、事業主は、請求者はA社における給与計算及び社会保険事務を担当しておらず、同事務を担当する別の社員が請求期間に係る賃金台帳を委託先の社会保険労務士に送付することを失念した旨回答していることから、当該期間に係る届出が意図的に行われなかったものではないと考えられる。

さらに、前述の社会保険事務担当の社員は、自身が請求期間に係る賃金台帳を委託先の社会保険労務士に送付することを失念していた旨陳述していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「特例対象者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。